

the 30th Anniversary

— 三十年のあゆみ —





ごあいさつ

このたび、コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)が設立30年の節目を迎えたことは、常日頃よりご支援いただいている会員の皆さま、そして文化庁、警察庁をはじめとする省庁、各都道府県の捜査機関ならびに関係機関の皆さまの支えがあったからこそと、厚く御礼申し上げます。

ACCSは、設立当初より、コンピュータソフトウェアの権利保護を目的とした著作権侵害対策にとどまらず、著作権そのものが尊重される社会を実現しようと広報啓発にも重点をおいて活動してまいりました。志を同じくする多数の国内外の企業・団体と個人がACCSに集い、一丸となってさまざまな活動を進めてまいりました。

私は、理事そして理事長として関わったACCSでの活動を通じて、また自社のグローバルでのビジネス展開を通じて、ソフトウェアビジネスやコンテンツビジネスの根幹は著作権法であることを痛感いたしました。著作権が守られなければ創作もビジネスも成立せず、著作権を守るためには権利者自ら汗をかかねばなりません。しかしネット時代になり、コンテンツを扱う経営者の著作権に対する意識が薄らいでいることを強く危惧しております。

次の30年に向けても、著作権の重要性は揺らぐことはありません。ゲームソフト、ビジネスソフト、デジタルコンテンツを扱う企業の皆さまには、著作権の尊重される社会の実現のため、ぜひACCSに参加していただき、私たちの活動へのご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
理事長 辻本 憲三

1985~1989

違法コピーの一掃に奮闘したプログラム著作権黎明期

	ACCS のあゆみ	著作権法等の改正	侵害対策支援	侵害事犯の変遷
Pick Up 1985 昭和 60 年	▶ソフトウェア法的保護監視機構として社団法人日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会内に設立 Pick Up	▶プログラムの著作物を著作権法で保護 Pick Up		
1986 昭和 61 年	▶不正商品対策協議会(ACA)加盟		▶店舗での海賊版販売摘発を支援	店舗における海賊版販売
1987 昭和 62 年			▶店舗での違法レンタル摘発を支援	店舗における違法レンタル
1988 昭和 63 年			▶ソフト無断複製及び不起訴に対する検察審査会申立	
Pick Up 1989 平成元年	▶コピー禁止マーク5インチフロッピーディスク版作成 Pick Up 		▶店舗におけるゲームソフト無断レンタル事件の摘発を支援	店舗における疑似レンタル

1989

コピー禁止マーク5インチフロッピーディスク版作成

パソコンソフトの違法コピー販売店や、ユーザーがコピーすることを前提としたレンタルソフト店などが問題になっていました。企業などでも、パッケージソフトを1本だけ購入して組織内でコピーして使用するという違法行為が蔓延していました。これに対し、ソフトウェア法的保護監視機構では違法業者の調査を行い、全国の警察による摘発への協力事案を増やしていました。その一方で、パソコン専門誌に啓発広告を出すなどPRを行う一環として、違法コピーを認めないという意思を示すために業界統一の文言(マーク)をパッケージに掲載しようということになりました。既に会員のジャストシステムがマークの制作に取り掛かっていたため、この使用許諾を無償で受け、1989年6月より会員各社で使用を開始しました。また、1998年には団体商標として登録しています。

1990~1995

ACCS 独立・社団化と侵害対策手法の確立

Pick Up
1990

パソ協から独立、コンピュータソフトウェア著作権協会に名称変更

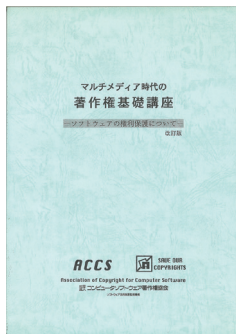
パソ協は通商産業省（現・経済産業省）が設立許可した社団法人でしたが、ソフトウェアメーカーからは著作権法を所管する文化庁に対しても法改正を含めてもっと声を上げるべきだという意見が上がりました。産業振興と法的保護の両面において、ソフトウェアメーカーの意見を行政に届ける体制を作ろうという考え方です。こうした声に押されて、ソフトウェア法的保護監視機構はパソ協の理事会にて独立が承認され、1990年9月10日のソフトウェア法的保護監視機構臨時総会にて改称。文化庁から設立が許可され、1991年7月18日の設立総会をもって社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会となりました。なお、略称のACCS (Association of Copyright for Computer Software) は、当時の事務局次長が、発音が同じaxe (斧) の連想から提案して、採用されたものです。

Pick Up
1992

「マルチメディア時代の著作権基礎講座」刊行（～1998）

ACCSの権利保護活動を踏まえた著作権の入門テキスト「マルチメディア時代の著作権基礎講座」は、著作権法の概要解説はもちろん、コンピュータプログラム特有の保護内容や、権利侵害の態様と対応策など、ソフトウェアの権利保護のために必要となる知識や情報をわかりやすく解説したテキストです。研修や学習用に広く活用されて版を重ね、1999年からは「デジタル時代の著作権基礎講座」と書名を変えつつ、2008年まで刊行を続けました。テキストはACCS職員が執筆していました。

その後も著作権テキストとして「クリエイターのための著作権入門講座」（2009年、2013年）、「図解 わかる著作権 クリエイティブ×ビジネスの基礎知識」（2010年）、「ビジネス著作権検定 BASIC 初級 公式テキスト」（2015年、2020年）などを刊行しています。



1990

平成2年

ACCS のあゆみ

▶日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会から独立、東京都千代田区神田に事務局設置、**コンピュータソフトウェア著作権協会に名称変更** **Pick Up**

▶企業内ソフトウェア管理セミナー開始

▶捜査機関向け講演開始

1991

平成3年

▶文部省の許可を得て社団法人となる

▶教育機関への講師派遣開始

1992

平成4年

▶「マルチメディア時代の著作権基礎講座」刊行（～1998） **Pick Up**

1993

平成5年

▶文京区大塚（現住所）に事務局移転

1994

平成6年

▶親と子の著作権教室開始（～2009） **Pick Up**

▶社団法人著作権情報センター（CRIC）入会

1995

平成7年

▶千葉県警察本部より警察協力功労賞及び感謝状收受、愛知県一宮警察署より感謝状收受

著作権法等の改正

侵害対策支援

侵害事犯の変遷

▶店舗におけるゲームソフト疑似レンタル事件の摘発を支援

店舗における疑似レンタル

▶パソコン通信を通じた海賊版販売一斉摘発を支援

パソコン通信悪用の海賊版販売

▶組織内違法コピー事案における初の証拠保全支援 **Pick Up**

▶海賊版Windows 95販売事件

インターネット悪用の海賊版販売

Pick Up
1994

親と子の著作権教室開始（～2009）

著作権への認識が不十分であった当時の社会においては、侵害対策と同時に普及啓発が重要であると考え、ACCSでは設立当初から、捜査機関や教育機関などに向けて講師の派遣や出張授業を行っています。

主催セミナーにも力を入れ、特に企業などに向けては、著作権の知識だけでなく、ソフトウェア管理や関連する法律・契約について弁護士など専門家を講師に招き積極的に開催してきました。親と子の著作権教室は、違法コピーのない世の中を目指して早い段階から著作権保護意識を持たせることを目的に、会員企業の協力を得ながら毎年夏休みに開催しました。国語の作文や図工で描く絵、ゲームソフトなどを題材に、著作権は身近なものであること、誰もがクリエイターであること、創作を大事にする気持ちを子どもたちに伝えました。

Pick Up
1995

組織内違法コピー事案における初の証拠保全支援

大阪地裁はACCS会員などビジネスソフトメーカー 3社の申し立てにより、大阪市内の企業におけるソフトウェアの組織内違法コピーと見られるコンピュータソフトに対する証拠保全手続きを行いました。コンピュータソフトにおける著作権法違反での証拠保全は日本では初めての手続きであり、ACCSはこの申し立てにあたって、3社と密接に連絡を取りながら1年間にわたって証拠固めを行うなど全面的に協力しました。

証拠保全手続きの結果、申し立ての対象となったソフトウェアのコピー（インストール）と業務での使用が多数確認されましたが、ソフトウェアのオリジナルディスクや使用許諾契約書は少数しか確認できず、組織内違法コピーが行われていることが確認できました。

コンピュータソフトは消去に時間がかからないことから、決定書の送達から実際の検証までに若干の時間差がありその時間で証拠を消去できるため、証拠保全は難しいとされてきましたが、大阪地裁と打合せを重ね理解を得ることで実施するに至りました。現在でも、証拠保全手続きによる組織内におけるソフトウェアの利用実態の確認（インストールの状況とライセンスの確認）は数多く行われています。

この案件は訴訟には至らず、相手方企業が違法コピーを認めて損害賠償金を支払い、以降の管理体制を構築することで和解が成立しています。

1996~2000

インターネットの普及による カジュアル化した侵害への対応

Pick Up

1997

中古ゲーム販売対策活動始動

ゲームソフトは、デジタル化された著作物としてCD-ROMやカートリッジなどの記録媒体で流通するのが主流でした。これらデジタル化された著作物は、その性質上、ユーザーの使用による劣化が非常に少なく、新品と中古品は質的に同一と言えるものです。こういった特性から、ゲームソフトの流通について、中古品の転売が繰り返行われる販売形態が拡大し、新品の販売数を大きく減少させることになっていました。中古品販売によって新品の販売機会が喪失することに危機感を抱いたゲームソフトメーカーは、中古ゲーム販売店を相手として、中古品販売の停止などを求めて、東京と大阪で提訴しました。

ゲームソフトの多くは映像を伴うため「映画の著作物」に該当します。このことは既に多くの裁判でも認められていました。「映画の著作物」であれば、著作権法で、その譲渡と貸与をコントロールすることができ、頒布権が与えられています。著作権法の譲渡権については、「いったん適法に譲渡された後には消滅する」と定められていますが、頒布権に含まれる譲渡は適法に譲渡された後にも権利が消尽しないことから、再譲渡の際も権利が及びます。

ゲームソフトメーカーは、訴訟において、著作権者の許諾を得ないゲームソフトの再譲渡（中古販売）は認められないとの主張をしてきました。ACCSは、会員企業5社による訴訟のとりまとめ役として訴訟支援を行いました。具体的には、頒布権に関して文化庁著作権審議会へ意見を提出し、さらに、ゲームソフトの中古品販売問題に関する説明会やシンポジウムを開催するなどの活動を行いました。

訴訟は1998年の東京地裁、大阪地裁への訴訟提起に始まり、最高裁まで争いましたが、2002年4月の最高裁判決で、ゲームソフトに関する頒布権のうち、譲渡についての権利は消尽するものと判断されたため、残念ながらゲームソフトメーカーの主張が退けられるかたちとなりました。

Pick Up

1997

土木積算の改変ソフト無断複製摘発の支援

公共工事の費用算出などで使われる土木積算用プログラムを退職前に無断で持ち出した社員らが、転職先で一部を改変の上コピーして販売していた事件です。

取引先からの情報提供で発覚し、裁判所による証拠保全を経て、刑事事件として摘発されました。

プログラムを退職前に持ち出し転職先で販売する行為は少なくともありませんが、証拠入手が困難であることや、加害者によるプログラム言語の変換、部分的改変が加えられるなどして「侵害隠し」が行われがちです。この件では、法的措置まで至り著作権侵害への警鐘につながりました。

ACCS のあゆみ

著作権法等 の改正

侵害対策支援

侵害事犯の 変遷

1996

平成 8 年

▶コピー禁止マークCD-ROM版を追加作成



1997

平成 9 年

▶ACCSwebサイト開設

▶中古ゲーム販売対策活動始動

Pick Up

▶ネットワーク音楽著作権連絡協議会（NMRC）発足・加盟

▶公衆送信権の付与

▶土木積算の改変ソフト無断複製摘発の支援

Pick Up

1998

平成 10 年

▶ACCS/パライシーホットライン（現・著作権ホットライン）設置

▶東京・秋葉原、海賊版販売の外国人露天商グループの摘発を支援（1998～2011）

Pick Up

1999

平成 11 年

▶「デジタル時代の著作権基礎講座」刊行（～2008改訂第7版2刷）

▶「コンピュータソフトのライセンス管理とは何か」刊行

▶宮城県仙台南警察署より感謝状收受

▶ビジネスソフトウェアアライアンス（BSA）より日本初の功労賞收受

▶技術的保護手段（コピーコントロール）の保護

Pick Up

▶不正競争防止法改正（技術的制限手段（アクセスコントロール）の保護）

▶組織内違法コピー事案に関する初の訴訟支援

Pick Up

2000

平成 12 年

▶「インターネットにおける著作権侵害－現況の分析と刑事手続の実践－」刊行

▶兵庫県西宮警察署より感謝状収受

▶法人の罰則強化

▶「ファミコン決死隊」アップロード事件の摘発を支援

Pick Up

インターネット
悪用の海賊
版販売

インターネット
悪用の違法
アップロード

インターネット
オークション
悪用の海賊
版販売

店舗による
違法上映

Pick Up

1998-2011

東京・秋葉原、海賊版販売の 外国人露天商グループの摘発を支援

東京・秋葉原の電気街において、「中古ソフト」と記載したチラシを配布、200種類ものビジネスソフトの海賊版を路上において販売していた事件です。

Windows95の発売以降、ビジネスソフトがより身近なものとなる中で、外国人らがチラシの配布、取引場所への誘導、海賊版の引き渡しと役割を分担し、グループで集客、販売を繰り返していました。

この事件では外国人が5名逮捕されました。その後2011年まで、同様の事案が11回摘発され、ACCSは実態調査や現場での鑑定などの協力を行い、現在では露天での海賊版販売は撲滅されました。

Pick Up

1999

技術的保護手段（コピーコントロール）の保護

コンテンツのデジタル化が進展することで、著作物が容易かつ大量にコピーされネットワークを通じて拡散されるおそれがありました。そこで、ソフトウェアのメーカーは、著作物などのデジタル情報にコピーをできなくするための技術的な対策（コピーガードなど）を施しました。しかし、こうした対策を回避する技術（コピーガードキャンセラーなど）が出回り、技術的対策が無効化されてしまう事態が発生したことから、著作権法において、技術的保護手段の回避装置を提供することなどが規制対象として盛り込まれました。

Pick Up

1999

組織内違法コピー事案に関する 初の訴訟支援

ビジネスソフトメーカー 7社が、東京に本社を置く企業に対して、ソフトウェアを社内ですら不正にコピーして業務で使用していたことを理由に、著作権法に基づく損害賠償を求める民事訴訟を提起しました。この訴訟は企業など組織内でのビジネスソフトの不正使用にメスを入れた日本で初めての案件であり、ACCSも権利保護のために支援を行いました。

この訴訟では、相手方会社が違法コピーを認め、損害賠償を支払う和解が成立しています。

Pick Up

2000

「ファミコン決死隊」アップロード事件の 摘発を支援

「アップロードはメーカーにとって顧客開拓につながる」という挑発的な声明を掲載したWebサイト「ファミコン決死隊」を開設し、多数のゲームソフトを違法アップロードした開設者ら4名が逮捕された事件です。

開設者は自らを「連隊長」と名乗り、貢献度に応じメンバーに階級を設定して競争心を煽るほか、プログラムを画像ファイルとして偽装するなど悪質性が顕著でした。

公衆送信権が付与されて間もない時期の摘発であり、インターネットに対応した権利の重要性が垣間見える事例となりました。

2001~2003

ファイル共有ソフト対策と適正利用の推進

Pick Up

2001

「すぐに始めるソフトウェア管理」策定

ACCSでは、企業や自治体などの組織内におけるソフトウェアの違法コピーの情報収集や実態調査を行い、会員による法的措置の支援を行ってきました。違法コピーの原因を探ったところ、組織内においてソフトウェアの管理が不十分なために期せずして違法コピーが発生してしまう事例が少なくないことが判明しました。しかし、当時はソフトウェアの管理について、具体的な管理項目や方法を詳しく説明されているものがなく、何をどのように行えばよいのか判然としませんでした。

そこで、企業内不正コピー対策委員会ソフトウェア管理推進ワーキンググループにおいて、権利者が求めるソフトウェア管理の項目と手法をとりまとめ、ソフトウェア管理の重要性と、管理の導入から運用までを具体的な書式や管理規定とともにまとめたマニュアル「すぐに始めるソフトウェア管理」を策定しました。それまでもソフトウェア管理の周知のためにセミナーを開催していましたが、以後は、本マニュアルを元にしたソフトウェア管理の普及を図るため、ソフトウェア管理担当者や経営者を対象としたソフトウェア管理セミナーを定期的に開催するとともに、本マニュアルを企業や団体、地方自治体などに送付し、ソフトウェア管理の実施を要請しました。さらに、より一層の徹底を図るため、経営者に向けたソフトウェア管理の重要性を解説した「経営者のための違法コピー防止ガイド」、ソフトウェアの利用状況調査の方法を説明した「ソフトウェア自主調査ガイド」、ソフトウェア販売者向けの「リセラー向け著作権ハンドブック」や学習用のマルチメディアタイトル「企業内不正コピー防止啓発CD-ROM」など、さまざまな啓発コンテンツやチラシ・ポスターなどを制作、配布するとともに、マスメディアなどを通じてソフトウェア管理の必要性を広報しました。さらにWebサイトに「ソフトウェア管理のすすめ」コーナーを設置し、マニュアルなどを公開するとともに、ソフトウェア管理の導入に役立つ記事を掲載しました。

これらの普及活動を続けた結果、現在では組織においてソフトウェア管理が必要であることについてはほぼ社会の共通認識となりました。また、ACCSに寄せられる違法コピーの情報提供数、不正利用の規模ともに以前に比べると縮小傾向にあり、違法コピーの事前防止としてのソフトウェア管理の普及は実を結びつつあります。



2001

平成 13 年

ACCS のあゆみ

- ▶「すぐに始めるソフトウェア管理」策定 **Pick Up**
- ▶文化審議会著作権分科会臨時委員受任（～現在）
- ▶著作権分科会情報小委員会専門委員受任（一期）
- ▶著作権分科会国際小委員会専門委員受任（～現在）

著作権法等の改正

- ▶著作権等管理事業法施行

侵害対策支援

- ▶ファイル交換ソフト「WinMX」によるアップロード初摘発を支援 **Pick Up**
- ▶「まんが喫茶」でゲームソフト無断上映 経営者らに初の刑事処分

侵害事犯の変遷

店舗による違法上映

ファイル共有ソフトの悪用による違法アップロード

2002

平成 14 年

- ▶著作権分科会契約・流通小委員会専門委員（二期）
- ▶著作権分科会著作権教育小委員会専門委員（二期）
- ▶著作権分科会司法救済制度小委員会専門委員（二期）
- ▶コンテンツ海外流通促進機構（CODA）発足・加盟
- ▶「情報モラル入門2002」刊行
- ▶第1回「ファイル交換ソフト利用実態調査」実施（～2014）
- ▶東京都写真美術館開催「ファミコン生誕20周年 レベルX（エックス）テレビゲームの展覧会」への協力
- ▶中古ゲーム訴訟最高裁判決（1998～2002）

- ▶特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）施行

2003

平成 15 年

- ▶「日本電子計算機著作権協会 上海代表処準備室（ACCS上海）」開設
- ▶「南先生とヨシコ先生の情報モラルQ&A」刊行
- ▶ACCS運営のwebサイトから個人情報流出・拡散

- ▶「Winny」によるアップロード初摘発を支援

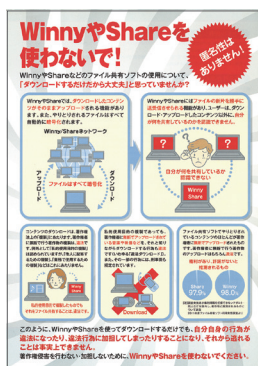
Pick Up

2001

ファイル交換ソフト「WinMX」によるアップロード初摘発を支援

2000年初頭、ブロードバンド回線の普及に伴い、ユーザー同士がサーバーを介さずファイルのやり取りを行う「ファイル共有ソフト」が登場し、あらゆる著作物が違法に流通するようになっていました。ファイル共有ソフトは、仕様上、ネットワーク管理者が存在せず、削除要請など従来の対策を行うことができません。また、匿名性が高く無料ででの使用が可能なることからユーザーが増え、非常に問題視されていました。こうした中、2001年11月、ファイル交換ソフト「WinMX」によるビジネスソフトの違法アップロードについて、初めて刑事摘発がなされました。その後もACCSはアップロード状況の調査などの協力を続け、2003年11月の「Winny」によるゲームソフトの違法アップロードと、同ソフト開発者に対する刑事事件を経て、2008年5月には「Share」によるアニメの違法アップロードについて、全国初となった刑事事件の捜査機関および会員への支援を行いました。さらに、あらゆる著作物が違法流通するファイル共有ソフトへの効果的な対策として、不正商品対策協議会を通じて警察庁へ集中取締を要請し、2009年～2016年の間、毎年、全国一斉取締が実施されました。刑事事件が進むのに併せて、2008年5月には、著作権団体と通信事業者団体が連携し、「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会（CCIF）」が設立されました。CCIFではガイドラインを策定し、2010年より、ファイル共有ソフトで著作権侵害コンテンツを共有するユーザーに対して、メールによる注意喚起活動を開始しました。これにより、削除要請に代わる民事的な対策が可能となり、これまでのメール送付実績は10万件以上になります。

その他ACCSでは、ファイル共有ソフトの利用実態を把握するため、2001年～2014年の間、アンケート調査やクロージング調査（ファイル共有ソフトネットワークを巡回し、流通するファイルに関する情報を取得・分析する調査）を実施しました。調査結果は、文化審議会著作権分科会における著作権侵害の実態報告や、ファイル共有ソフト利用を抑止するため作成した大学・高等専門学校向けリーフレット配布などの啓発活動に活用したり、ファイル共有ソフトユーザーの刑事摘発の際に報道機関に背景説明資料として提供しました。ファイル共有ソフトは、ACCS会員をはじめ各権利者による刑事、民事におけるさまざまな対策や2010年のダウンロード違法化の法改正によって利用者は減少しているものの、多くの著作権侵害コンテンツが流通する状況が続いています。



事業者と連携した侵害対策

Pick Up

2004

ACCS上海開設（～2009）

中国・上海市に、海外初の活動拠点「日本電子計算機著作権協会上海代表処準備室（ACCS上海）」を開設し、常勤の専任スタッフを配置して本格稼働しました。
ACCS上海では2009年の閉鎖まで、中国における法制度の基礎資料や現地情報の収集、中国の関係機関とのパイプづくり、マスコミを通じた広報啓発活動などを中心に、会員の中国ビジネスの支援を行いました。また、現地の日本企業に対して、セミナーや文書送付などを通じてソフトウェア管理の重要性について啓発を行いました。

Pick Up

2005

産業能率大学と「コンテンツビジネス・情報モラル」科目群の開発・実施で包括提携開始

ACCSでは著作権や情報モラルの普及活動を、高等教育機関と連携して共同で行っています。2005年には産業能率大学と「コンテンツビジネス・情報モラル」科目群の開発と講義の実施について提携し、運営のサポートを行いました。この取り組みの結果、同大学の情報マネジメント学部現代マネジメント学科に「コンテンツビジネスコース」が設置され、現在も同大学での著作権啓発活動に協力しています。
また、2016年より国立大学法人山口大学と、同大学の講座への外部講師のアレンジ、ACCS職員による講義や動画制作を行ってきました。さらに、同大学が文部科学大臣から認定を受けている知的財産権教育共同利用拠点であることから、他の大学に著作権教育の手法を伝える活動にも協力しています。
そのほか、仙台高等専門学校と、著作権に関するアドバイスや著作権教材の制作に協力したり、サイバー大学や早稲田大学に対して、教材の著作権保護に関してアドバイスを行ったりしてきました。

Pick Up

2005

インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会（CIPP）発足・加盟

ネットオークションの出品の手軽さから、ビジネスソフトやアニメなどの海賊版をカジュアルに販売する行為が横行し、1タイトルが数百円で販売されるほど侵害状況が悪化していました。
迅速な対応を求める権利者と、慎重に対応したいオークション事業者との間で対応をめぐる軋轢が生じる中、ACCSは、ヤフーと海賊版流通停止の特別スキームを構築し対策を実施しました。
多くの権利者が同様の問題を抱えており、共同での対策が侵害品流通を防止することにつながることから、2005年に権利者と事業者が「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会」（CIPP）を設立し、検討課題や論点を取りまとめた報告書を内閣府知的財産戦略推進事務局に提出しました。この、権利者と事業者が共同で行う対策を「日本方式」と呼び、成果を上げることにつながっています。
以降CIPPでは主に、①海賊版や模倣品の共通判断基準の策定、②取組の成果についての検証、③共同した広報活動を行っています。ACCSは、CIPPの権利者幹事を長く務め、協議会における権利者と事業者の議論を中心的な立場から取りまとめています。

	ACCS のあゆみ	著作権法等 の改正	侵害対策支援	侵害事犯の 変遷
2004 平成 16 年	▶e-Educationと情報モラルを考えるシンポジウム開催 ▶ACCS上海開設（～2009） Pick Up ▶「漫画 インターネット・携帯時代の危険な遊び 中学・高校編」刊行 ▶Winny利用者が感染したコンピュータウイルスによってACCSWebサイトにDDoS攻撃	▶罰則の強化		組織化された海賊版販売 ファイル共有ソフトの悪用による違法アップロード
2005 平成 17 年	▶産業能率大学と「コンテンツビジネス・情報モラル」科目群の開発・実施で包括提携開始 Pick Up ▶教育機関と連携した情報安全教育セミナー開始（～2018） ▶ACCSWebサイトのURLを変更 ▶インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会（CIPP）発足・加盟 Pick Up		▶売上2億円以上、海賊版販売グループ摘発を支援	
2006 平成 18 年	▶警視庁から捜査員研修受け入れ（～2015） Pick Up ▶福島県いわき中央警察署、福井県福井警察署より感謝状収受	▶罰則の強化	▶「情報共有スキーム」初活用、オークション海賊版販売摘発を支援 ▶パチスロ機の不正改造口ム、製造・販売の組織を送検 ▶大阪日本橋、海賊版販売の露天商の一斉摘発を支援	動画投稿サイト、オンラインストレージの悪用による違法アップロード
2007 平成 19 年	▶著作権分科会過去の著作物の保護と利用に関する小委員会専門委員受任（二期） ▶イタリア著作者出版者協会（SIAE）と海賊版対策でMOU締結 ▶サイバー大学と著作権処理・著作権教育で協力開始（～2010） ▶中国軟件連盟（CSA）、韓国ソフトウェア著作権協会（SPC）とソフトウェア管理に関するMOU締結 ▶「クリエイターのための著作権基礎講座」刊行			
2008 平成 20 年	▶リーフレット「情報モラル」作成 Pick Up ▶万世橋署、千代田区、万世橋防犯協会と共同で秋葉原に立て看板設置 Pick Up ▶ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会（CCIF）発足・加盟		▶「Share」によるアップロード初摘発を支援 ▶マジコン訴訟の提訴支援	

Pick Up

2006

警視庁から捜査員研修受け入れ（～2015）

著作権を含む知的財産権に精通した捜査員を育成するため、外部機関への派遣を行っている警視庁から要請を受け、捜査員の研修を2015年まで受け入れました。
研修は3か月間行われ、職員による著作権法の体系的な解説をはじめ、実態調査、ACCS会員や捜査機関との連絡、普及啓発イベントへの参加など、担当職員とともに侵害対策から普及啓発まで実務に即して幅広く学んでいただきました。
なお派遣終了後は警視庁に帰任し、ACCS会員に係わる刑事事件を取り扱うなど、現在も各所で活躍されています。

Pick Up

2008

リーフレット「情報モラル」作成

インターネットの普及にともなって、情報社会において適切に行動するためには、著作権の知識だけでは十分でなく、より広い概念としての情報モラルへの理解が求められるようになりました。そこで、学校における情報モラル推進委員会を2000年に設置し、ACCSとして情報モラルをどう定義し教育していくかの検討を進め、リーフレット「情報モラル」を作成するとともに、著作権を中心とする情報モラルに関する講演を開始しました。さらに、著作権・情報モラルのQ&Aサイト「ASKACCS」、情報モラル教育を実践する教職員を支援する「ACCSまなびば」を公開。2005年には携帯電話のWebページサービス「魔法のiらんど」と提携し、同サイト内に「著作権・プライバシー Q&A」コーナーを設置しました。

Pick Up

2008

万世橋署、千代田区、万世橋防犯協会と共同で秋葉原に立て看板設置

秋葉原では海賊版の路上販売が継続的に行われていたため、販売者への警告と購入者への注意喚起を目的に、警視庁万世橋署、千代田区、万世橋防犯協会と協力して立て看板を制作しました。立て看板は、日本語と中国語をセットにし秋葉原電気街の10カ所に設置されました。
また2013年11月には、立て看板の再設置および防犯チラシの配布などを行う「著作権侵害抑止キャンペーン」を三者共同で実施しました。
同様の取り組みは新宿でも実施され、警察と行政と連携した啓発活動を行い、路上での海賊版販売は撲滅に至っています。

2009~2015

関連法による重層的な権利保護

Pick Up

2010

ダウンロードの一部違法化、 広告行為をみなし侵害化

違法なインターネット配信による音楽と映像（録音録画物）を、違法と知りながらダウンロードして複製することが、私的使用目的でも著作権侵害となりました（違法ダウンロード）。違法ダウンロードに対して当初、刑事罰は付与されていませんでしたが、2012年10月から科されるようになりました。

また、インターネットオークションで問題になっていたビジネスソフトなどの海賊版の流通について、出品など販売の申出（広告）の段階では著作権侵害には該当しませんでした。しかし、著作権侵害をより迅速に防止するためには広告段階での対策が必要であることから、海賊版であることを知りながら販売の申出（広告行為）を行うことについて、2010年から著作権侵害となりました。

Pick Up

2010

「YouTube」での違法アップロード初摘発を支援

動画投稿サイト「YouTube」を通じて、週刊少年漫画誌に掲載された漫画を、紙芝居のように動画ファイルとして違法アップロードしていた中学生が逮捕された事件です。

動画投稿サイトが広く認知され利用者が増加する中、映像作品だけではなく、出版コンテンツを違法配信する手段としても動画投稿サイト、特にYouTubeが問題になり始めていました。

逮捕された少年が投稿していた漫画の動画再生回数は合計800万を超え、アフィリエイト広告に誘導するためブログやSNSを通じて、投稿動画の更新情報を通知するなどしており、極めて悪質なものでした。

YouTubeにおける初摘発もさることながら、14歳の少年が著作権法違反によって逮捕されたことは非常に大きなインパクトを与え、著作権教育の重要性が改めて浮き彫りになった事件です。

Pick Up

2010

海賊版業務使用の法人初摘発を支援

無断複製されたものと知りながらグラフィックソフトの海賊版を入手し、カタログ制作などの業務で使用していた法人などが摘発された事件です。コンピュータソフトを海賊版と知りながら入手した上、業務に用いることは著作権法で侵害行為と定められていますが、その規定適用による初摘発でした。

海賊版販売先として法人が浮上、海賊版購入と業務使用の疑いがあるとして捜査が進められたところ、ファイル共有ソフトからソフトを入手して業務に使用していたことが判明したことから摘発されたものです。

海賊版販売が後を絶たないのは、海賊版と知りながら安易に購入してしまうユーザーがいることが一つの要因として挙げられますが、海賊版の購入、さらには業務使用の典型例である組織内違法コピーに対して、大きな警告となりました。

2009

平成 21 年

2010

平成 22 年

2011

平成 23 年

2012

平成 24 年

2013

平成 25 年

2014

平成 26 年

2015

平成 27 年

ACCS のあゆみ

- ▶ 侵害対策委員会、法務総務委員会、広報委員会設置
- ▶ 青森県警察、岩手県警察、北海道警察合同捜査本部より感謝状収受

- ▶ 「図解わかる著作権」刊行

- ▶ 一般社団法人へ移行
- ▶ 捜査機関と連携した犯罪防止キャンペーン開始（～2018）
- ▶ 車両盗難防止キャンペーン（愛知県豊橋警察署共催）

- ▶ 国立大学法人山口大学での知的財産権教育への協力開始
- ▶ ACCSスマートフォンサイト開設

- ▶ 東京税関と連携したニセモノ上陸阻止キャンペーンを開始（～2017）

- ▶ 「ビジネス著作権検定BASIC初級公式テキスト」刊行

著作権法等 の改正

- ▶ 私的使用の複製の範囲から一部のダウンロードを除外し違法化、広告行為をみなし侵害化

- ▶ 不正競争防止法改正（技術的制限手段に係る規制強化）

- ▶ 違法ダウンロードの一部に刑事罰を付与
- ▶ 偽造品の取引に関する協定（ACTA）締結

- ▶ 電子書籍に対応した出版権の整備

侵害対策支援

- ▶ P2Pファイル共有ソフト全国一斉摘発を支援

- ▶ 「YouTube」での違法アップロード初摘発を支援
- ▶ 海賊版業務使用の法人初摘発を支援

- ▶ マジコン販売、不正競争防止法違反の初摘発を支援

- ▶ ビジネスソフトの海賊版、アップロードの2事件の同時摘発を支援

侵害事犯の 変遷

- 精巧な海賊版販売
- 動画投稿サイト、オンラインストレージの悪用による違法アップロード
- 海外サーバーを悪用した違法アップロード
- 海賊版業務使用
- 不正な手段・方法でのコンテンツ利用

Pick Up

2011

不正競争防止法改正 （技術的制限手段に係る規制強化）

著作物などに施された技術的手段の保護を強化するため、2011年1月に改正不正競争防止法（技術的制限手段の保護強化）が、2012年1月に改正著作権法（技術的保護手段の保護強化）がそれぞれ施行されました。具体的には、技術的手段を回避する装置・プログラムの範囲を拡大し、これまで規制の対象となっていなかったものを含むこととなりました。また、これまではなかった装置などの提供行為に対する刑事罰も新たに付与されました。

ACCSは、この法改正を検討する文化庁文化審議会に設置された小委員会のWGと、経済産業省産業構造審議会に設置された小委員会に委員として参加して、会員から集約された意見を述べ法改正に尽力しました。

Pick Up

2013

マジコン販売、不正競争防止法違反の 初摘発を支援

「マジコン」はマジックコンピュータの略とされ、ニンテンドーDS用ゲームカートリッジの海賊版ファイルを起動する機能があります。ニンテンドーDSには、コピーされたゲームプログラムが起動しないようにする技術的制限手段が施されていますが、マジコンは、その技術的制限手段を回避して海賊版ゲームソフトを遊戯できてしまう点に特徴があります。

このような機能から、マジコンは、ゲームソフトの違法アップロードや海賊版と密接に関係しており、マジコンの対策を実施することは、結果として著作権侵害の防止に資することとなるため、ACCSではその対策に積極的に協力してきました。

2011年12月の改正不正競争防止法の施行によってマジコンの提供行為について刑事罰が導入されると、2012年5月にはwebサイトにおいて、同年7月には大阪の電気街・日本橋に所在する店舗において、国外から輸入したマジコンを販売していたとして、初めて刑事摘発されました。ACCSが、こうした刑事事件に先立ち販売実態を調査したところ、特に店舗においては、マジコン内部本体（基盤）は店舗内で展示販売し、収納するためのカートリッジは店舗外で販売するなど、巧妙な方法がとられていました。

この摘発後、ACCSでは、マジコンや海賊版ゲームソフトの問題について広く知ってもらうことを目的に、各地の警察や税関と連携したイベントを多数実施し、普及啓発活動にも力を入れました。



2016~2020

文化の発展のために、 これまでも、これからも

Pick Up

2017

「はるか夢の址」を通じたアップロード摘発を支援

漫画や雑誌など出版コンテンツの違法アップロードファイルのリンク情報を集めた「リーチサイト」と呼ばれるものの一つ、「はるか夢の址」を通じて、漫画作品を違法アップロードしていた実行者およびサイト運営者らが逮捕された事件です。「はるか夢の址」は違法アップロードを促すため、ファイルの投稿数に応じた「階級制度」を用いたり匿名環境の整備方法を紹介するなど極めて悪質なサイトでした。ACCSは事件の取りまとめを行ったほか、当該リーチサイトを通じた、直近1年間の漫画の被害額を約731億円と算定するなど、実態の解明に協力しました。

Pick Up

2018

保護期間延長、技術的利用制限手段の整備、著作権侵害の一部非親告罪化

2015年に大筋合意された環太平洋パートナーシップ（TPP協定）の発効に向け、協定内で定められたルールに適合するよう、国内法制の整備が進められました。その結果、著作権法においては、①著作権の保護期間を原則70年に延長、②著作物などの利用を制限する技術的手段（アクセスコントロール）を著作権法でも保護対象にするとともにそれを回避する行為をみなし侵害化、③著作権侵害行為の一部非親告罪化、などの改正が行われました。TPP協定はアメリカが離脱したことにより発効が危ぶまれましたが、2019年12月にアメリカを除いた11カ国で新たに環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP協定）として発効されました。

さらに、2019年にはソフトウェアの利用方法や販売形態が変化したこと、不正競争防止法の改正により、アクセスコントロールの保護の強化が行われました。具体的には、①ゲームソフトで利用されるプログラム部分ではないセーブデータなどに施されているアクセスコントロールを保護対象に加え、②セーブデータなどを改変するためのアクセスコントロールを回避する装置やプログラムなどの提供とその回避サービスの提供を規制、③ビジネスソフトなどを利用するために必要な識別符号（シリアルコードなど）を不正に提供する行為の規制、④ソフトウェアに施されている技術的手段を解除するための手続きがネットワークを介して行われていることからアクセスコントロールの定義修正、などの改正が行われました。同様の改正は著作権法でも行われています。

このような改正を経て、ゲームのセーブデータを「最強データ」と説明し客に代わって改造代行する「代行屋」と、「代行屋」が使用していたデータ改変のための「改造ツール」の提供会社が同法違反で刑事摘発されました。さらに、ネットオークションを通じて、ビジネスソフトのライセンス認証を無効化する機能を有する不正なプロダクトキーの販売を行っていた者も摘発されています。

ACCSでは、改正法の周知と合わせ、「代行屋」やプロダクトキー提供行為者に対して通知をするとともに、実態調査や技術的検証など、改正後初めてとなる刑事摘発に積極的に協力しました。

いずれの事件も改正法が施行されるまでは、関係法令を直接適用して解決することが困難であったことから、ソフトウェアメーカーおよびACCSにとって、対策における大きな前進になりました。

2016

平成 28 年

2017

平成 29 年

2018

平成 30 年

2019

令和元年

2020

令和 2 年

ACCS のあゆみ	著作権法等 の改正	侵害対策支援	侵害事犯の 変遷
▶国立高等専門学校機構と著作権アドバイザー業務での協力開始 ▶久保田専務理事が山口大学研究推進機構知的財産権センター特命教授に就任		▶売上1億円以上、ショッピングサイトでの海賊版販売摘発を支援	不正な手段・方法でのコンテンツ利用 海外サーバーを悪用した違法アップロード
		▶「はるか夢の址」を通じたアップロード摘発を支援 Pick Up	
	▶保護期間延長、技術的利用制限手段の整備、著作権侵害の一部非親告罪化 Pick Up ▶不正競争防止法改正（技術的制限手段に係る規律強化） ▶環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）発効	▶ゲームバーで違法上映をした店舗経営者らの刑事摘発を支援 Pick Up	
▶日本行政書士会連合会、山口大学と著作権の普及啓発に係る包括連携協力に関する協定を締結 Pick Up	▶柔軟な権利制限規定整備	▶「漫画村」を通じたアップロード摘発を支援 Pick Up ▶セーブデータの改造代行、不正競争防止法違反での初摘発を支援	
		▶セーブデータの改造ツールを提供した法人らの摘発を支援	

Pick Up

2018

ゲームバーで違法上映をした店舗経営者らの刑事摘発を支援

ゲームバー（家庭用のゲーム機器とソフトを店舗に備え置き商用利用している飲食店など）において、ゲームソフトを客に遊戯させて無断上映していた経営者らが摘発された事件です。ACCSでは、ゲームバーに対して注意喚起を行っており、この事件では事前に著作権者と連名で警告書も送付していましたが、無断上映を継続する悪質な営業実態が判明したため、刑事対応に踏み切ったものです。

ゲームソフトは近年、公式ゲーム大会の開催や動画実況など新たなビジネス展開がなされていますが、この事件は、使用許諾が必要なケースとして改めて周知することになりました。なお、1999年には、上映権の対象が著作物全体に拡大されたことを受け、ホテルや漫画喫茶においても、同様のケースで上映権を侵害したとして摘発されています。

Pick Up

2019

日本行政書士会連合会、山口大学と著作権の普及啓発に係る包括連携協力に関する協定を締結

東京に事務所があり職員も限られるACCSでは、全国的に普及啓発活動を展開するには限界があります。そこで、日本行政書士会連合会、国立大学法人山口大学、ACCSの三者で「著作権の普及啓発に係る包括連携協力に関する協定」を締結しました。本協定に基づく事業の名称を「著作権教育Eネットワーク」とし、対象を特に教育機関に定め、各地で活躍する行政書士の方々とともに啓発活動を全国展開することを目指しています。

人材育成、教材開発を進めながら、教育関係者を対象としたシンポジウムや各教育機関向け講演、ワークショップを開催し、なぜ著作権教育が必要なのか、知的財産の尊重についても著作権法の知識とともに伝えていきます。

Pick Up

2019

「漫画村」を通じたアップロード摘発を支援

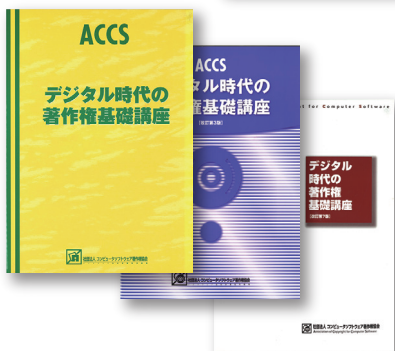
2019年7月から9月に、インターネット上で漫画を違法アップロードし、無料購読できるようにしていた「漫画村」のアップロード実行者およびサイト運営者が逮捕された事件です。漫画をデジタルデバイスで楽しみたいユーザーが増える中、「漫画村」は最盛期には6か月で6億ものアクセス総数があるといわれたほど大規模の違法サイトでした。老若男女問わず利用されており、権利者および出版社に甚大な被害を与えていたため、ACCSは当初から会員と捜査機関に協力していました。サイトは海外のサーバーが使用され、運営者は捜索後国外に逃亡するなど、摘発に至るには多くの困難が伴いましたが、国内外の捜査機関の尽力により、運営者は国外で拘束、強制送還後逮捕という著作権法違反事件として稀有な事例となりました。

発行書籍



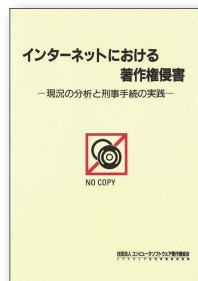
「マルチメディア時代の著作権基礎講座」
A4版 / 発行:1992/ 最終改定: 第6版

著作権法の基礎と、コンピュータソフトの権利保護について、ACCSの権利保護活動の実績をふまえた具体的な内容の入門テキストです。



「デジタル時代の著作権基礎講座」
A4版 / 発行:1999/ 最終改定: 第7版

「マルチメディア時代の著作権基礎講座」の内容を大幅に変更し、著作権法の基礎とコンピュータソフトの権利保護に加え、デジタル・ネットワーク時代における著作権制度の解説を加えました。



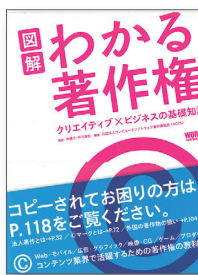
「インターネットにおける著作権侵害 一現状の分析と刑事手続の実践」
A5版 / 発行:2000/ 最終改定: 第2版

主にインターネットにおける著作権侵害に関して、技術的背景、刑事手続の現況、捜査手続の流れや捜査における留意点をまとめた警察官向けのテキストです。



「クリエイターのための著作権入門講座」
A5版 / 発行:2007/ 最終改定: 第2版

クリエイターにとって必要な著作権について、法律だけでなく、創作の意義やクリエイターと著作権の関係などにも言及した入門テキストです。



「図解 わかる著作権」
B5版変形 / 発行:2010

クリエイターにとって必要な著作権について、基礎知識と実務知識を図解でわかりやすく解説した入門テキストです。



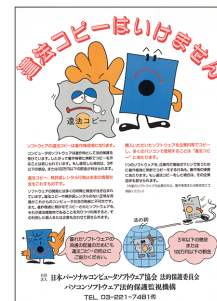
「ビジネス著作権検定 BASIC 初級公式テキスト」
B5版 / 発行:2015/ 最終改定: 第3版

検定受検者のために、著作権法の基本的な考え方や基礎知識を丁寧に解説した公式テキストです。

フライヤー・小冊子

注意喚起

大きな問題となった著作権侵害の違法性について注意喚起し、正しい利用を呼びかけるために作成、配布しました



1989



1989



1991



1994



1998



1999



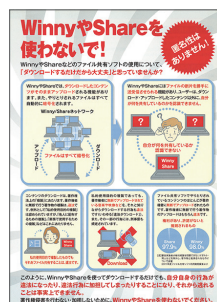
2004



2007



2008



2011



2017



2019

※記載の西暦は発行年です。

ソフトウェア管理

企業、学校などの組織内部で不正コピーが発生することを防ぐため、ソフトウェア管理実施の徹底を促進するために作成、配布しました



1990



1994



1999



2001



2001



2001

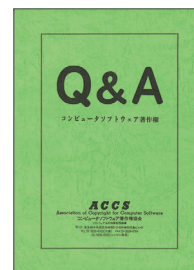


2005

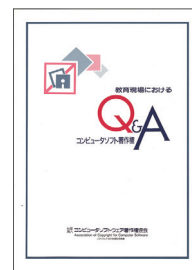
※記載の西暦は発行年です。

一般啓発

広く一般に向け、著作権や情報モラルの普及啓発のために作成、配布しました



1990



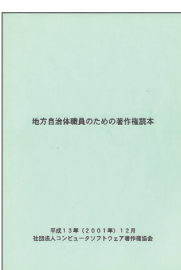
1993



1997



2001



2001



2002



2003



2004



2004



2005



2005



2006



2008



2010



A2版 ポスター

2005

※記載の西暦は発行年です。

兵庫県警察官

飯田 昌弘

創立 30 周年を迎えられ心よりお祝い申し上げます。

これまでの間、貴団体はデジタル著作物の著作権の権利保護、普及活動及び情報モラルの普及に努めてられました。

わが国における知的財産権の保護活動の国際的評価を高めることに寄与された功績は多大であり、敬意と感謝の意を表し、知的財産権侵害事件に携わった者の一人として一言ご挨拶いたします。

知的財産権を巡っては、その真価が正しく評価されず、無許諾複製が平然と行われるなど、必ずしもモラルが高いとはいえないところも過去にはしばしばありました。

言うまでもなく、ひとつのソフトウェアや作品を創造して完成させ、それが文化の発展に寄与するまでの過程では極めて多くの人の知恵と資金が投じられています。

しかしながら、それを正しく評価することが出来なければ創造意欲は衰退してしまい、結果としてわが国の文化発展に悪影響を及ぼしかねないことは言うまでもありません。

現在、わが国においては知的財産権を保護する機運が著しく高まり、職場におけるソフトウェアの正規ライセンスの取得と運用、学校等における教育活動などのあらゆる面において浸透しており、その成果は誰もが体感するところです。

私事ではございますが、学生時代にいわゆる「マイコン」ショップでアルバイトをしていた経験があり、ハードウェア並びにソフトウェアの各関係者とのかかわりがあった関係上、知的財産権の侵害行為については当時から関心をもっていました。

私は、昭和 59 年（1984 年）4 月に警察官を拝命し、縁があって知的財産権侵害事件の捜査に携わることとなり早くも 36 年以上が経過したわけですが、貴団体におかれましても創立 30 周年ということですから、その意味で私と貴団体はほぼ同期とも言えるでしょう。

【Profile】1984年、兵庫県警察官に任官。2020年3月、警察功労賞を拝受し現在も最前線で活躍。特にコンピュータプログラムに精通しACCS会員社の著作権等侵害事件の捜査に多数携わる。

私が初めて携わった知的財産権侵害事件は、まだ「パソコン通信」が主流であった頃、その「パソコン通信」を利用した海賊版ソフトウェアの頒布事件でした。

相手の姿をみることがない今日でいうところのネットワーク利用犯罪と知的財産権侵害という余り馴染みのなかった事件であり、当時の私にとっては未知の領域に向けての捜査でもあり、新鮮にさえ感じました。

以後、多くの知的財産権侵害事件を手掛けて参りましたが、顧みれば、年々手口が巧妙化し秘匿化が加速するとともに組織的に敢行されるケースも増加し、それに対処する新たな捜査手法の開拓と実践、関税法や組織犯罪処罰法等の関連する法令を適用するなどして実態解明と初適用を含め適正な刑罰法令の適用による抑止効果を図って参りました。

ある事件の捜査において、捜査の都合上適当な宿泊施設がなかったことから、関係団体職員をはじめ捜査従事者が私の自宅に宿泊して、翌日早朝の強制捜査に着手したこともあり、今となってはよい思い出となりました。

数々の事件解決の陰には、家族をはじめ捜査に従事した関係者以外の人々の存在があり背後から支援してくれた事実があったこともご紹介させて頂き感謝の意を表します。

私は、知的財産権侵害事件の解決にあたっては、民事・刑事両事件からの解決を図ること、また民間・行政機関と問わず関係者がそれぞれの立場を有機的に機能させることにより初めてその目的が遂げられると考えています。

その活動の原動力・牽引力ともいえる貴団体に寄せられる期待は極めて大きいものであります。

私は警察官人生の大半を知的財産権侵害事件の捜査に従事し、貴団体とともに数多くの事件解決に寄与することができたことを光栄に思います。

創立 30 周年を迎え、ますますご発展されることをお祈りいたします。

株式会社ゴジョウ・ウェイズ セキュリティ対策部部长

坂井 勝美

創立 30 周年、おめでとうございます。

これまでの著作権の保護に係る地道な貴協会の活動に対し、敬意を表したいと思います。

私も本年 3 月に 39 年間勤めた北海道警察を退職し、現在は民間企業で主にサイバーセキュリティ業務を担当させていただいております。

さて、貴協会とのおつきあいが始まったのは今から 21 年前のことで、私が北海道の北見方面に所在する小規模警察署で勤務していたころ、当時、北海道警察ではほとんどサイバー犯罪の検挙が皆無であったのですが、知識のある若い署員が地元の ISP の WEB サーバ内に著作物にあたる市販のプログラムの複製データが記録され公開されているのを発見したことがきっかけで、著作権法違反（公衆送信権侵害）として貴協会の支援を受けて事件化、検挙したのが始まりでした。

私はこの年、この警察署で年間 2 件のサイバー犯罪事件を独自で検挙したことから、翌年には警察本部のサイバー犯罪捜査部門（当時は「ハイテク犯罪」の名称）に異動となり捜査に従事することとなったのです。

約 10 年間、捜査を担当していた中で数々の国内外の事業者の著作物に係る著作権法違反事件を貴協会のご協力のもと検挙してきたわけですが、中でも、平成 19 年に京都府警と共同で検挙した愛知県在住の男性に係る複製コンピュータソフトの大

量販売事件では、認知から約 1 年半に及ぶ捜査で被疑者を検挙し、さらに不法に得ていた約 3,000 万円の収益の一部を差し押さえることもできました。

また、全国で実施された最初の全国一斉のファイル共有ソフト利用者に対する集中取り締まり捜査の際にも、北海道警担当者として茨城県在住の男性を著作権法違反で検挙し、サイバー犯罪捜査専従から離れた後も、電子書籍のダウンロード販売で島根県の男性も検挙することができました。

これらいずれの事件も捜査期間中において、貴協会は捜査側で入手した多数の複製品の鑑定依頼にリアルタイムに対応していただくなど、捜査の進捗にあった対応には、貴協会関係者による大変なご苦勞と協力を惜しまない姿勢を目にし、常に敬服をしたものでした。

啓発活動においても、札幌近郊の住民対象のサイバー犯罪被害防止のセミナーの開催に際しては、著作権保護に関する展示物の提供や担当者による貴重な講演をいただくなど、一般住民に対するきめ細かい活動にも感心した次第です。

著作権等の権利保護に関する環境も年々改善しているところではありますが、更に充実した著作権保護環境の維持のため、貴協会の今後のご発展を祈念いたします。

弁護士

松田 政行

コンピュータソフトウェア著作権協会創立 30 周年まことにおめでとうございます。

今は昔、コンピュータプログラムを著作物として保護するか否かという議論があったのです。1975 年ころの議論でした。極端な議論としては米国に劣後する日本の産業界にとってこれを保護する要はないという考え方もあったのです。重要な議論は著作権法によるか、当時の工業所有権法に近い新法によるかという議論でありました。この頃、産業界では立法の議論と並行してコンピュータプログラムを直接著作権法で保護を求める裁判が起こったのです。いち早く著作権法の保護を求めて提訴したのは、日本の企業ではなく、米国マイクロソフト社であったのです（ベーシックインタープリターソースプログラム事件）。私がこの事件の訴訟代理人をして、当時著作権法の規定にないコンピュータプログラムを言語の著作物として保護すべきであると主張いたしました。立法の方向を決定づけた一要因となりました。今となっては、この裁判の結果とこれに前後する著作権法の改正は、異論のない法理になりました。

その後現在まで、コンピュータ関連技術に関する多様な裁判例が続き、著作権法その他の知的財産法の改正も続き、一つの法分野が形成されました。この間貴協会が果たした役割は極めて重大なものでありました。永く貴協会の専務理事の職にあります久保田裕さんは、協会加盟各社が被害を受けたコンピュータプログラムの侵害事犯に対し民事・刑事の裁判実務を形成し

【Profile】松田山崎法律事務所 弁護士。文化審議会著作権分科会専門委員、各種小委員会の委員を歴任。プログラムに関する著作権の先達としてACCSの活動を助勢。

てきたことができます。これに続く法律実務家が多くの上り継ぎを受けたことは間違いありません。裁判実務だけでなく警察及び関係省庁とよく連携して刑事告発と侵害者の逮捕・刑事手続きに道を開き、行政の施策に展開させて行きました。コンピュータプログラムが財産として形成されたところは、前述の著作権法の改正以上に地道でかつ緻密な証拠集めを基礎にする貴協会の活動があったからこそです。誠に大きな業績というべきです。

もう一度著作権法の改正に視点を移しましょう。平成 30 年改正による柔軟な権利制限規定の導入（30 条の 4、47 条の 4、47 条の 5）は、実に大きな改正でありました。30 年以上続いたコンピュータ技術とその利用に関する時期を画する大改正といえることができます。コンピュータプログラムの保護立法以来ここまでの一時期を形成することができたのは、貴協会の立法、裁判、研究、啓蒙活動がその一翼を担って来たことによるといえることができます。特に、この改正は、A I 技術とその最大利用による社会・経済の大変革に対応するもので、ますます貴協会の活動する場面を拡大することになります。この変化に対応する実務は極めて高度の議論が要求されて、裁判からソフトローの形成に移行するといわれています。貴協会に大きく期待する所以です。

2020 年 9 月 久保田様と審議会で議論を重ねた友人
弁護士 松田政行

弁護士

松村 信夫

ACCS が今年創立 30 周年を迎えた。

私も、本年が弁護士登録 40 年目となるので、振り返ってみると私の弁護士人生のうち 4 分の 3 は何らかの形で ACCS と関係を有していたということになる。

そもそも、ACCS の創立前に、私のクライアントであり友人でもあった人物の紹介で、当時日本パーソナルコンピュータソフトウェア協会で不正商品対策を担当していた久保田裕現専務理事と知り合い、コンピュータソフトウェアに限らず、我が国において知的財産が尊重されず、日本における新産業の核となるべきクリエイターの創作意欲をそいでいる現状に対して、酒の勢いもあり、大いに悲憤慷慨した夜から、この縁が始まったのかもしれない。

その後、外神田にあった ACCS の事務局で、何人かの弁護士と会員企業の法務担当者が集まって開発委託契約や使用許諾契約等の契約モデルの作成作業を行ったこと、関西でも ACCS の主催により「ソフトウェア法務セミナー」を開催して啓蒙活動を行ったこと、関西に所在した大手企業の企業内違法コピーに対して大掛かりな証拠保全を行ったこと、そして、私ども大阪の研究会の弁護士が、前田先生など関東の弁護士グループと連携しながら、東京地裁と大阪地裁で同時並行的に中古ゲームの頒布差し止め訴訟を提訴・追行したことなど、思い起こすと、創立から 10 年に満たなかった ACCS とその会員企業が常に先

頭に立って行動することにより、数々の問題提起を行ってきたことは刮目すべき現象であると言える。

もちろん、現在もその姿勢に変化はないが、あの勢いは、やはり青臭さが残る新組織の活力とその活動を支え期待する会員企業をはじめ研究者や実務家など多くの関係者の思いが凝縮された結果だったのではなからうか。

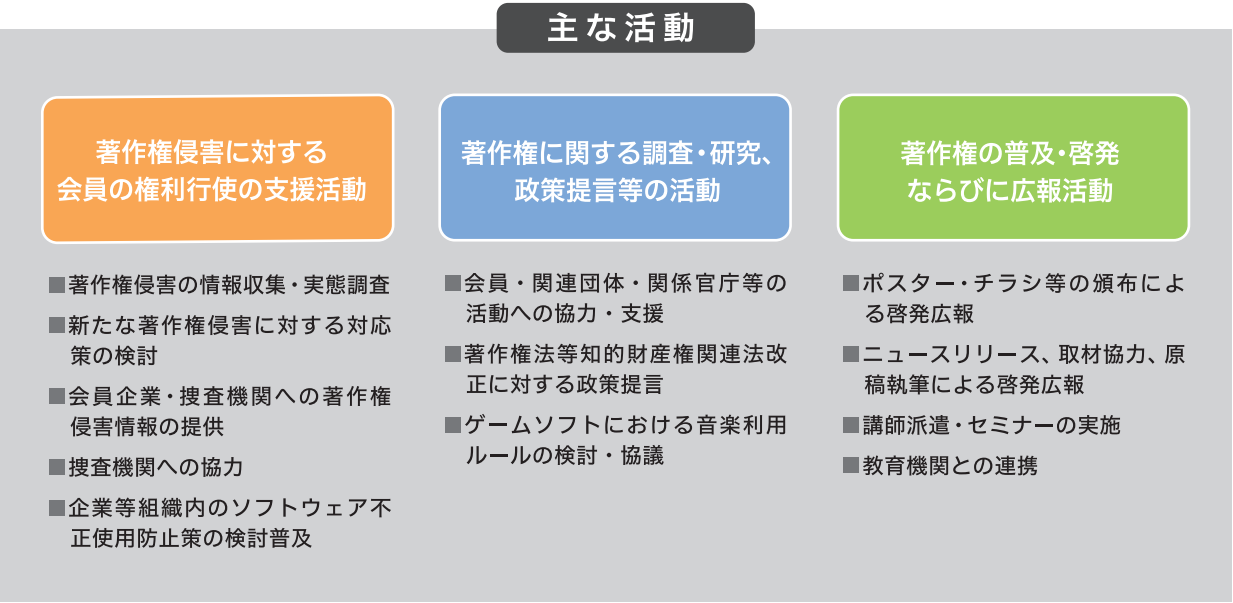
その後、IT バブルとその崩壊、AI 社会への胎動と ACCS を取り巻く情勢もめまぐるしく変化したが、リーチサイトやクラックツールの横行など、個別企業の利害を超えた共通課題が山積している今日、ACCS が得意としてきた啓蒙型の知的財産保護活動の普及とともに、告発型の問題提起が必要な場面は今後も少なくないように思われる。

また、ACCS が行っている多様な活動の中で、立法提言活動の重要性も否定できない。とくに、最近の著作権法改正による技術的利用制限手段回避行為の規制や不正競争防止法改正による技術的制限手段無効化行為の範囲の拡大は、ACCS の長年にわたる粘り強い立法提言とともに、会員企業が取り組んだ違法サイトによる情報提供活動等に対する刑事および民事上の権利行使が実を結んだ成果とも言えよう。

ACCS が、今後も設立当初の理念と熱意を見失うことなく、活躍されることを期待したい。

ACCSについて

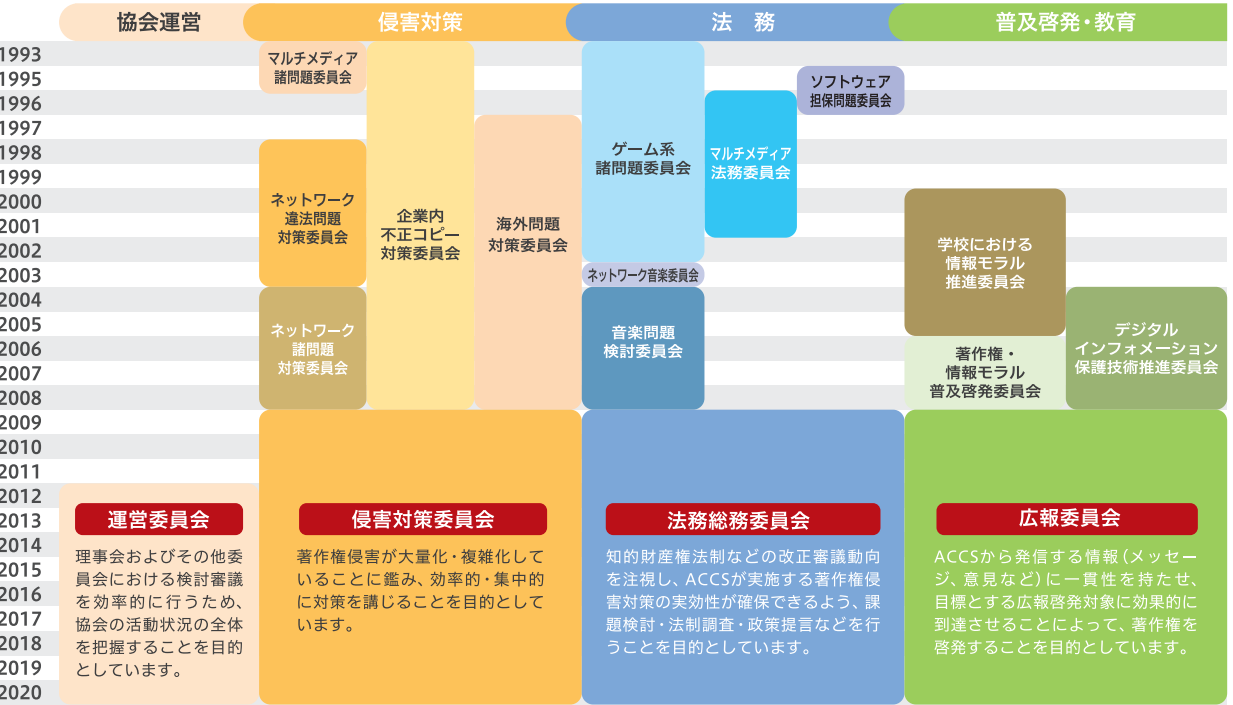
ACCSは、コンピュータソフトウェアをはじめとしたデジタル化された著作物の著作権者の権利を保護するとともに、著作権の普及・啓発活動を行い、もって文化の発展に寄与することを目的に設立された社団法人です。



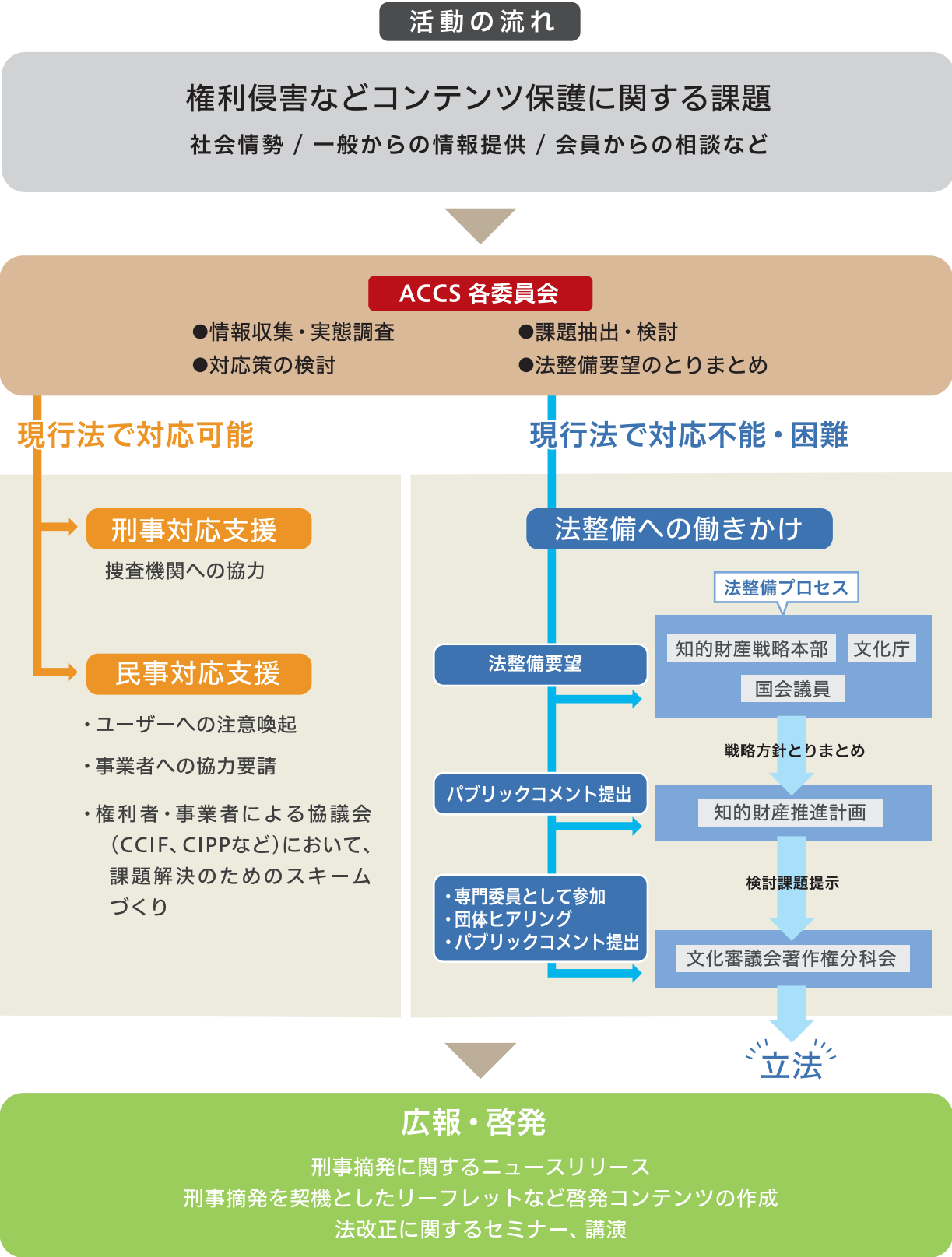
ACCS の組織



ACCS 委員会



ACCSでは、著作権をはじめとする知的財産権が適切に保護される社会を実現するため、「法の整備と権利行使」、「啓発・教育」、「技術的手段による保護」の3点のバランスが重要と考え、さまざまな活動を展開しています。

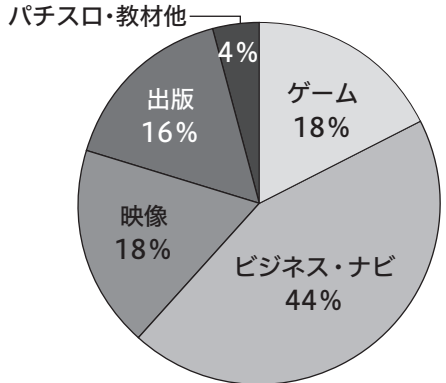


侵害態様ごとの刑事事件支援実績

■ ネット非利用海賊版販売（露天・店舗・ダイレクトメール等）	46
■ ネット利用海賊版販売（パソコン通信・オークション・Webサイト等）	386
■ ファイル共有ソフト（P2P）を通じた違法アップロード	212
■ P2P以外の違法アップロード（サーバー・動画投稿サイト等）	78
■ 違法レンタル	45
■ その他（違法上映・海賊版業務使用・不競法違反等）	54
総合計	821

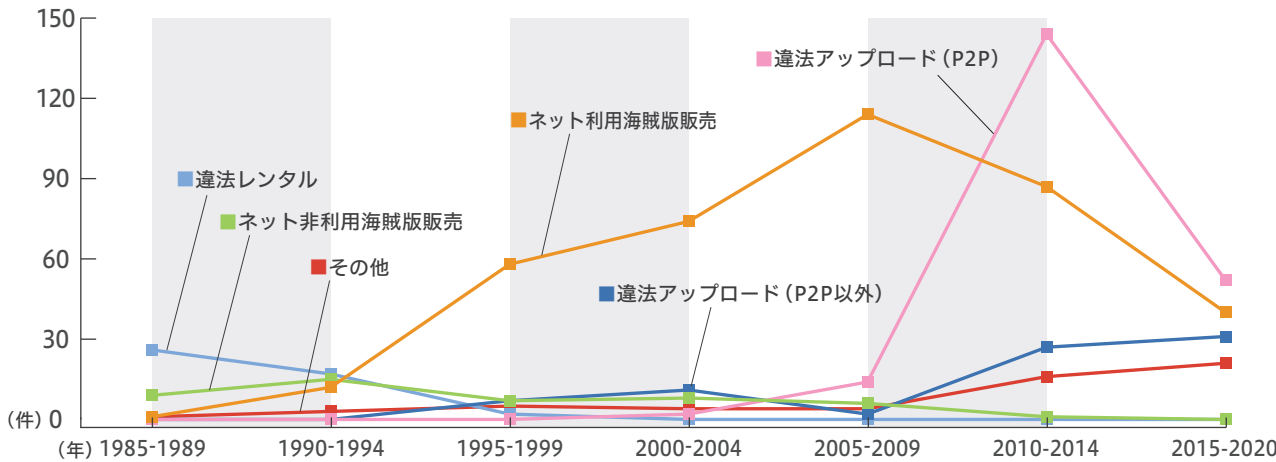
（1985年～2020年）

コンテンツごとの刑事事件支援件数



（1991年～2020年）

侵害態様ごとの刑事事件支援件数推移



組織内不正コピー対策支援

実績

■ 情報提供総数	3,512件
■ 和解総件数	1,060件
和解金総額	11,319,598,431円
■ 平均和解額	10,648,729円

（1997年～2019年）

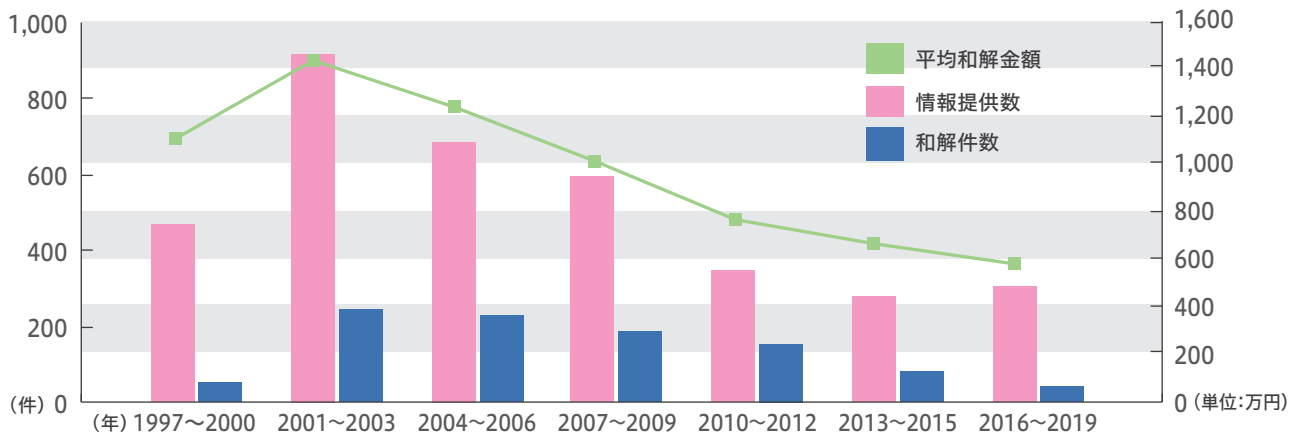
講師派遣

件数実績

講演先	学校・教育関係	官公庁・自治体・団体	企業	合計
件数	868	487	317	1,672

（1990年～2019年）

組織内不正コピー対策支援 情報提供、和解、平均和解額の推移



御協賛ありがとうございました

協賛社一覧

赤坂野村総合法律事務所
株式会社アリカ
株式会社エスプリライン
株式会社オリンピア
株式会社KADOKAWA
株式会社カプコン
京楽産業・株式会社
駒沢公園行政書士事務所
サミー株式会社
株式会社SANKYO
株式会社三洋物産
株式会社集英社
株式会社小学館
Sky株式会社
株式会社スクウェア・エニックス
株式会社セガグループ
株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント
株式会社第一印刷所
株式会社第一興商
株式会社大一商会
株式会社トーセ
株式会社ナウプロダクション
日本弁理士会
株式会社ニューギン
任天堂株式会社
株式会社バンダイナムコエンターテインメント
株式会社BCN
福井コンピュータホールディングス株式会社
株式会社藤商事
株式会社平和
株式会社モリサワ
株式会社ユニバーサルエンターテインメント
ワーナー ブラザース ジャパン 合同会社
（五十音順）

ACCS 30周年記念誌
「the 30th Anniversary」

発行：2020年9月12日

一般社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会

〒112-0012 東京都文京区大塚 5-40-18 友成フォーサイトビル 5F
phone:03-5976-5175 fax:03-5976-5177
ACCS Web <https://www2.accsjp.or.jp/>

©（一社）コンピュータソフトウェア著作権協会 2020

印刷：株式会社第一印刷所



一般社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会

〒112-0012 東京都文京区大塚 5-40-18 友成フォーサイトビル 5F